

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年3月26日京都市条例第33号）（総務局総務部総務課，同局人事部給与課，理財局税務部主税課，文化市民局市民生活部区政推進課及び産業観光局商工部産業振興課）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い，京都市市税条例ほか5条例について，規定を整備することとしました。

この条例は，平成19年4月1日から施行することとしました。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第33号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の意義」を削り、同条第1号中「市吏員」を「市職員」に改める。

(京都市町名、町界変更審議会条例の一部改正)

第2条 京都市町名、町界変更審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 審議会は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

2 会長は、市長が指名する副市長とする。

3 委員は、市議会議員、学識経験のある者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(京都市工場等集団化助成審議会条例の一部改正)

第3条 京都市工場等集団化助成審議会条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(京都市実費弁償条例の一部改正)

第4条 京都市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「第109条第5

項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改め、同条第5号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」に改め、同条第7号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

(京都市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 京都市特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び副市長」に改める。

(京都市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役」を「副市長」に改める。

第3条第1項第2号中「助役」を「副市長」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者がその職にある間は、次に掲げる規定(収入役に関する部分に限る。)は、なおその効力を有する。

(1) 第5条の規定による改正前の京都市特別職報酬等審議会条例第1条

(2) 第6条の規定による改正前の京都市特別職職員退職手当支給条例第1条及び第3条第1項第3号

(総務局総務部総務課、同局人事部給与課、理財局税務部主税課、文化市民局市民生活部区政推進課及び産業観光局商工部産業振興課)